

道路貨物運送業における労務管理上の留意点について

龍ヶ崎労働基準監督署

1. はじめに

(1) 道路貨物運送業の現状について

- ・ 一般的な産業 機械の導入等による省力化、合理化が可能
- ・ 道路貨物運送業 労働集約型産業（多くの人手を必要とする産業）

(2) 龍ヶ崎労働基準監督署における相談状況

- ・ 道路貨物運送業に関する相談件数 70件（H24）
 - うち 時間外労働関係 23件
 - 定期賃金関係 17件
 - 改善基準告示関係 9件
 - 解雇関係 7件 （その他民事請求の相談等）

他の産業以上に労務管理の重要度が高い

2. 事例研究

(1) 自損事故を起こした従業員に対する会社の求償権について

〔例〕トラック運転中に自損事故を起こした。

会社から「修理額が10万かかる。次の給料から天引きする。」といわれた。

〔参考〕

（最高裁判例昭和51.7.8）

「使用者が、その事業の遂行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な負担という見地から信義則上相当と認められる程度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」とし、タンクローリーの運転者への求償を4分の1に制限した。

(最高裁判例昭和45.10.13)

「求償権の行使が被用者に対する公平の観念に反すると認められる場合には、求償権の行使は許されないと解すべき」として、使用者の被用者に対する求償を認めない場合も往々にしてあることを示唆した。

〔説明〕

運送業界では、従業員の自損事故などで会社所有のトラックの修理費がかかった際に、全額を従業員に負担させる会社が見受けられます。また、最近はそのような労働相談が目立っています。

事案によっては、従業員の負担する必要が全く無いケースもありますので、注意してください。

車両保険に加入している場合には免責額が3万円、5万円で設定されていることありますが、その免責額を全額従業員に負担させているケースも見受けられます。中には就業規則にその旨記載している会社があります。

一般的に、労働者に過失があったとしても、それは自分個人の活動ではなく、使用者(会社)のためにその活動を担って行動していて、たまたま過失で事故を起こしたにすぎないのであり、そのようなリスクは使用者が企業を運営する上で予想し保険などで備えておくべきリスクであると考えられます。

車両保険の免責額まで従業員に負担させることは公平の観念から、また信義則の観点からも、適正な対応とは思われません。

また、そのような対応では、会社はなんらリスクを取らないため、使用者に従業員の交通事故を抑止する動機づけが生まれにくいのも問題です。

(2) 労働時間等の管理について ~時間を把握していますか?~

何のために時間を把握するのか

ア. 改善基準告示の遵守 (拘束時間 月 293 時間 等)

イ. 時間外労働に関する協定(36協定)

(時間外労働について月 時間を上限とする)

ウ. 時間外労働実績把握

エ. 健康管理 等

ア~エ等を行うためには、労働時間等を適正方法で、適正な時期に把握しなければならない。

時間把握の手法及びその後の処理

- ・ ア、イについては月の上限が決まっている
 - 1 ヶ月分のデータがそろってから拘束時間の合計や時間外労働の合計時間を出しては適正な管理ができない。

日々の拘束時間、時間外労働時間の累計を把握・管理し、上限を超えそうな時は適宜労働時間の調整をする必要がある

- ・ ウについて
 - 例えば歩合制の賃金計算方法であっても、時間外労働の実績を把握し、それに応じた手当の支払いが必要である。

(新聞記事)

〔残業代700万円支払いをトラック運転手が提訴〕

長時間労働が続いているのに残業代が未払いだとして、神奈川県に住むトラック運転手の男性(37)が勤務先のT運送(東京都)に未払い分の計約700万円の支払いを求める訴訟を東京地裁に起こし、23日、東京都内で記者会見した。提訴は22日付。男性は会見で「多くのドライバーが同じ状況で働いていることを伝えたい」と話した。訴状や男性の加入する労働組合によると、男性は08年、T運送に正社員として入社。大型トラックの運転手として乳製品や冷凍食品を運んできた。勤務は1日11時間を超えるなど連日長時間で、深夜や早朝の仕事も頻繁だった。～2013/05/23 【共同通信】～

- ・ エについて
 - ウにより把握した時間が、健康管理上の問題とならないか確認する。

長時間労働、過重労働対策

時間外労働・休日労働の合計が月100時間以上又は平均80時間以上であり、対象者からの申請があった場合には、医師による面接指導を行う必要がある。